2　受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となっており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

一、六一三、一、六五三、一、六九三、一、七三三、一、八一三、一、八五三、一、八九三、一、九三三、一、九七三、二、〇一三及び二、〇五三メガヘルツ

（搬送波等の条件）

第二十条　受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、四八五・八七メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等又は送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となっており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

区別	条件
一　搬送波の周波数の許容偏差	（±）一・五メガヘルツ以内
二　搬送波のレベル（変調において用いられる最低周波数の周期に比較して十分長い時間（通常、平均の周期が最大である約十分の一秒間）にわたって平均されたレベルをいう。以下同じ。）	次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下 A＝47＋10log$_{10}$（Z／75） B＝81＋10log$_{10}$（Z／75）
三　搬送波のレベルと他の搬送波のレベルとの差	当該搬送波のレベルと隣々接の搬送波（隣接する搬送波に隣接する搬送波をいう。）のレベルとの差は三デシベル以内
四　搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数（受信周波数と一〇・六七八ギガヘルツの局部発振周波数との差の周波数をいう。以下同じ。）の搬送波の入力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルを減数として求められる値とする。以下この表の次の項及び六の項並びに次項において同じ。）	(一)　搬送波の変調の型式が八相位相変調となっている搬送波及びその搬送波に係る電磁波の場合にあっては、（一）一一デシベル以下 (二)　搬送波の変調の型式が四相位相変調となっている搬送波及びその搬送波に係る電磁波の場合にあっては、（一）八デシベル以下
五　搬送波のレベルと妨害波（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるものに限る。）のレベルとの差	単一周波数による妨害にあっては、（一）一三デシベル以下
六　搬送波のレベルと当該搬送波の反射（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第八において同じ。）による電磁波のレベルとの差	別図第八で示す値以下
七　その他の妨害波及びひずみ（いずれもヘッドエンドにおける第一中間周波数の入力端子から受信者端子までのものに限る。）	映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。

2　受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、四八五・八七メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等又は送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となっており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項の規定は、適用しない。

一　保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子

区別	条件
一　搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から保安装置まで又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	(一)　受信者端子において、搬送波の変調の型式が八相位相変調となっている搬送波及びその搬送波に係る電磁波の場合にあっては、（一）一四デシベル以下 (二)　受信者端子において、搬送波の変調の型式が四相位相変調となっている搬送波及びその搬送波に係る電磁波の場合にあっては、（一）九デシベル以下
二　搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	（一）二四デシベル以下

二　受信用光伝送装置の入力端子

区別	条件
一　総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	(一)　受信者端子において、搬送波の変調の型式が八相位相変調となっている搬送波及びその搬送波に係る電磁波の場合にあっては、（一）一五デシベル以下 (二)　受信者端子において、搬送波の変調の型式が四相位相変調となっている搬送波及びその搬送波に係る電磁波の場合にあっては、（一）九デシベル以下
二　搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのもので、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	（一）二四デシベル以下

第五節　標準テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件

（搬送波の周波数）

第二十一条　受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の映像信号搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。ただし、一〇八メガヘルツを超え一七〇メガヘルツ未満又は二二二メガヘルツを超え四七〇メガヘルツ未満の周波数を使用する場合であって、総務大臣が次の周波数以外の周波数を使用することが適当と認めたものについては、この限りでない。